

2026年度

令和8年度

障がい者福祉のあらし

●相談窓口●

大森地域庁舎 〒143-0015 大森西1-12-1

【大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内の方】

2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-5764-0657	FAX 03-5764-0659
		知的障害者支援	☎ 03-5764-0710	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6436-8750	
		(医療費助成)	☎ 03-5764-0696	

調布地域庁舎 〒145-0067 雪谷大塚町4-6

【嶺町・田園調布・鶴の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内の方】

3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-3726-2181	FAX 03-3726-5070
		知的障害者支援	☎ 03-3726-6032	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6425-7555	
		(医療費助成)	☎ 03-3726-4139	

蒲田地域庁舎 〒144-0053 蒲田本町2-1-1

【六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内の方】

3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-5713-1504	FAX 03-5713-1509
		知的障害者支援	☎ 03-5713-1507	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6424-5040	
		(医療費助成)	☎ 03-5713-1383	

荏谷・羽田地域庁舎 〒144-0033 東荏谷1-21-15

【大森東・荏谷・羽田特別出張所管内の方】

2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-3743-4281	FAX 03-6423-8838
		知的障害者支援	☎ 03-3741-6526	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6423-8892	
		(医療費助成)	☎ 03-3741-6682	

障がい者総合サポートセンター 〒143-0024 中央4-30-11

相談支援部門

☎ 03-5728-9433

FAX 03-5728-9437

学齢期の発達支援

☎ 03-6429-8524

FAX 03-6429-8545

大田区役所 〒144-8621 蒲田5-13-14

1階	障害福祉課	障害者支援 (障害事業) (認定・給付) (認定・給付(児童))	☎ 03-5744-1251	FAX 03-5744-1555
			☎ 03-5744-1591	
			☎ 03-5744-1316	
		障害者支援 (計画) (施設)	☎ 03-5744-1700	FAX 03-5744-1592
			☎ 03-5744-1639	

※各地域庁舎の受け持ち区域は、
P30に記載しています。

大田区

各ページの角の位置に印刷された模様は視覚に障がいのある人などのための音声コードです。専用の読み上げ装置、スマートフォン専用アプリなどで読み取ると音声で内容を聞くことができます。



この“あらまし”は、区内にお住まいの障がい者(児)とその家族の方々が利用できる制度や福祉サービスについて、その概要や利用の仕方を紹介しています。

原則として、令和8年4月1日現在の内容をもとに作成しています。

制度改正などにより、掲載内容に変更が生じる場合がありますので、最新の情報については、区ホームページをご確認いただくか、各問合先までお問い合わせください。

本文中は、法令に定められた名称、国や都の制度名、その他施設名などの固有名詞を除いて、ひらがな表記の「障がい」を使用しています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については、「障害者総合支援法」と記載しています。

“あらまし”は、区ホームページでPDF版を公開しています。以下の二次元コードからご確認ください。



“あらまし”の使い方

巻頭の目次、障がい程度別該当事業一覧表(P8)、巻末のさくいんから、必要なサービスの掲載ページを探してください。

本文中で使用するマークについて

- 障害福祉サービスに該当する事業には、**障サ**マークがついています。
- 地域生活支援事業には、**地**マークがついています。

障害福祉サービス、地域生活支援事業については、P15をご覧ください。

各ページの下部にある

コード

のマークは、音声コード(Uni-Voice)です。

専用の読上装置又はスマートフォンの専用アプリで読み取ると、掲載内容を音声で聞くことができます。

また、視覚に障がいのあるかたなど向けに、あらましを読み上げ、録音した音声版については、2月頃に区ホームページで公開予定です。



【こんなときは届出・申請してください】

転入してきたとき

制度			手続き	制度の概要
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳		住所を管轄する地域福祉課又は障害福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.41
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.44
		都外 から	18歳未満は東京都品川児童相談所、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターで愛の手帳の申請をしてください。	
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.45
都外 から		住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。		
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	P.59
		都外 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	
難病医療費助成制度		都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.60
		都外 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	
自立支援医療（精神通院）			住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.61
大田区心身障害者福祉手当			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.45
特別障害者手当・障害児福祉手当等			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。	P.50
東京都重度心身障害者手当			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.49
障害福祉サービス・地域相談支援			住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.16

転出するとき

制度			手続き
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳		転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 へ	転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。
		都外 へ	転出先で療育手帳の発行手続きをしてください。
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 へ	障害福祉課にマル障受給者証を持参して、交付状況連絡票の交付を受け転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	マル障受給者証をお返しください。
難病医療費助成制度		都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
自立支援医療（精神通院）			転出先の区市町村で手続きをしてください。
大田区心身障害者福祉手当			大田区から転出した日の属する月で資格が消滅します。
特別障害者手当・障害児福祉手当等			転出先の区市町村で手続きをしてください。
東京都重度心身障害者手当			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。
障害福祉サービス			住所を管轄する地域福祉課で区分認定証明書の交付を受け（区分認定を受けている場合）、転出先の区市町村で手続きをしてください。

* 障がいや年齢によって受けられる制度が異なります。対象については制度の概要のページをご覧ください。

* 各手続きの必要書類は、利用する方によって異なります。手続きのためにお出かけになる前に、あらかじめ手続き先の担当に電話して内容を確認してください。

* 住所の管轄の地域福祉課については表紙、P28をご覧ください。

* マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの提供をお願いする場合があります。（P14参照）



大田区 避難行動要支援者名簿への登録のすすめ

大田区では、地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録を進めています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域の防災活動などに役立っています。登録を希望される場合は、最終ページの「大田区避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」で申請してください。

●対象となる方（施設などに入所している方は、対象外となります。）

- (1) 視覚障がい1級、2級の方
- (2) 下肢障がい又は体幹機能障がい1級、2級、3級の方
- (3) 移動機能障がい1級、2級、3級、4級の方
- (4) 聴覚障がい2級、3級の方
- (5) 愛の手帳1度、2度、3度、4度の方
- (6) 要介護3、4、5の認定を受けている65歳以上の方
- (7) ひとり暮らしをしている65歳以上の方で、避難行動に支援が必要な方
- (8) その他 (1) から (7) 以外で、避難行動に支援が必要な状態にある方



問合先 障害福祉課 ☎ : 03-5744-1251 FAX : 03-5744-1555 福祉管理課 ☎ : 03-5744-1721 FAX : 03-5744-1520

障がい福祉に関するシンボルマーク

障がい福祉に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、各団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体等にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用しやすい建築物や施設であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用するだけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523		ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 ☎ 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署		オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを有する方）を示すマークです。また、オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。 公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障がいのあることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署		ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部の障がいは、外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に付けられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886		耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方等、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 東京都福祉局障害者施策推進部企画課 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413 ヘルプカード（たすけてねカード） 障がいのある方が、災害時や日常の外出先での緊急時等の困ったときに、手助けを求めるものです。 ◆巻末付録から切り取ってカードを作成できます。 障がい者総合サポートセンター ☎ 03-5728-9433 FAX 03-5728-9437		手話マーク 聴覚に障がいがある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示するマークです。自治体、民間施設、交通機関の窓口等で、手話による対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブス等に掲示することもできます。 聴覚に障がいがある等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449

令和8年8月

●編集・発行 大田区福祉部障害福祉課

☎ 03-5744-1253 FAX 03-5744-1592

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

●大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針により

東京都大田福祉工場にて印刷しました。

